

公の施設の指定管理者の指定（飯田市松尾天竜グラウンド施設）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	飯田市松尾天竜グラウンド
イ 所在地	飯田市松尾寺所7305番地 1
ウ 設置年月日	令和 3 年 4 月 1 日
エ 設置目的	市民の体力向上、スポーツ振興
オ 施設・設備	<p>競技面積 8,932㎡（野球 2 面、ソフトボール 2 面）</p> <p>管理棟 平屋建、延べ床面積127.35㎡</p> <p>トイレ 平屋建、延べ床面積1.65㎡</p> <p>駐車場 38台 1,276㎡</p>

カ 施設の写真



グラウンド



管理棟



トイレ



駐車場

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	令和3年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	松尾地区まちづくり委員会（非公募）
オ 現在の指定管理期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日
カ 指定管理者が行う業務	<p>(1)施設や設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2)市民による積極的な施設の利用を促進するために必要な業務</p> <p>(3)施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(4)施設の利用に係る料金の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免する業務</p> <p>(5)その他教育委員会が別に定める業務</p>

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和3年度	令和4年度	備考
日数	359	359	
利用者数	2,147	2,647	
イ 利用者のニーズ・意見等	<p>利用者アンケートにおいて、施設の利用に関して次のような意見、感想があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドがきれいに整備されていた。 ・トイレの掃除が行き届いていた。 ・施設利用の申し込みや施設修繕の要望等に迅速に対応してくれている。 ・手洗い場に石鹸や手指消毒液を置いてほしい。 		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元団体の利用が多い状況がある中、地元地区が主体となって管理することで、利用申し込み等の利便性や地域の活動に合わせた利用が可能であるとともに、県外高校陸上部の練習の受け入れによる利用者の増加が、地域社会の活性化、スポーツの振興に寄与している。 		

(4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和3年度（円）	令和4年度（円）	備考
収入（A）			○収入と支出が同額の理由 収入は、管理経費が施設利用料金等収入で賄えない場合、まちづくり委員会の会計から必要金額を繰り入れるため、収入と支出は、同額となる。
施設利用料等収入	3,000	18,300	
市支出の指定管理料			
その他（まちづくり委員会）	365,169	209,642	
支出（B）			
人件費			
委託料			
光熱水費	42,492	70,696	
消耗品費	9,408	1,300	
修繕費			
保険料	87,360	72,290	
備品購入費	146,819	9,956	
工事費	82,090	73,700	
収支（A－B）	0	0	
イ 運営上のメリット（経費の節減、職員事務量の削減の効果）	・グラウンド整備や除草作業等の施設の維持管理に係る業務量や経費の節減が図られた。また、会計事務や受付業務に要する職員の事務量の削減が図られた。		

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法（公募・非公募）	非公募
非公募の理由	地元の管理とすることで、地域主体の積極的な活用により利用者数の増加と効果的な維持管理を行うことができると判断されるため、非公募とする。
イ 指定管理者が行う業務	飯田市松尾天竜グラウンド施設指定管理業務仕様書抜粋 10 業務の内容等 指定管理者が行う業務の内容等は、次のとおりとする。 (1) 予約・受付案内等に関する業務 利用案内、施設予約に関すること。 (2) 利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務 ア 利用許可に関すること。 イ 利用の取り消しに関すること。 ウ 利用料金の徴収、収納及び減免等に関すること。 エ 利用料金の返還及び不返還に関すること。

イ 指定管理者
が行う業務
(つづき)

(3)利用制限に関する業務

ア 事故発生を未然に防止するため、施設及び設備の利用指導を行い、事故発生の恐れがある行為を発見したときは、直ちに注意し、その行為を中止させるなどの措置をとること。

イ 利用に関し、施設管理上必要な限度において条件を付することができる。

ウ 指定管理者は下記の事項に該当すると認めるときは、利用の許可の取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命じることができる。

- ・ 条例又は条例の規定に基づく処分に違反している者。
- ・ 条例の規定による許可に付した条件に違反している者。
- ・ 偽りその他不正な手段により条例の規定による許可を受けた者。
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- ・ 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・ 工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- ・ 保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
- ・ その他施設管理上支障があるとき。

(4)維持管理に関する業務

ア グラウンド整備及び施設・設備の維持管理に関すること。

- ・ 施設を適切に管理運営するために、定期的な点検を行うこと。
- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に務めること。
- ・ 施設、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。
- ・ 指定管理者は、施設、備品等について、常に良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、敷地内の適切な環境衛生を維持し快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。また、消耗品は常に補充された状態にすること。
- ・ 施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別を適切に行うこと。
- ・ 指定管理者は、施設の原状を変更する場合は、市の許可を受けるための申請を行うこと。

イ 備品の維持管理に関する業務

(5)利用者サービスの向上に関する業務

指定管理者は、施設の利用促進を図るため、利用者に対する施設案内、ホームページや広報誌などを活用した広報活動、電話等での各種問い合わせへの対応により、施設の広報・PR、情報提供等を行うこと。

(6)その他施設の維持管理運営に必要な業務

ア 事業計画書及び収支計画書の作成

イ 事業報告書及び収支報告書の作成

イ 指定管理者 が行う業務 (つづき)	ウ 利用実績の資料作成
	エ 遺失物・拾得物の管理、警察署への届出及び時効による収納
	オ 施設賠償責任保険の加入
	カ 事故の対応、報告
	キ 利用者の苦情等の対応、報告
	ク 防災計画・防災訓練の実施
	ケ 利用料金徴収業務
	コ 駐車場を含む指定管理区域の維持管理（指定管理区域は別紙参照）
	サ 指定期間終了にあたっての業務の引継ぎ
	シ その他市が定める業務
指定管理料	上限 0円
ウ 応募者数	1団体

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	松尾地区まちづくり委員会
(イ) 代表者	会長 鋤柄 富男
(ウ) 所在地	飯田市松尾城4012番地1
(エ) 設立年月日	平成19年4月1日
(オ) 設立目的	松尾地区の自治の伝統を大切にしながら、住民が自主自立の精神に基づき、行政はじめ諸団体等と協働し地域課題に対処するとともに、地域の共益共同的事業の実施を通じて、良好な地域社会の維持及び向上発展を図ることを目的とする。
(カ) 基本財産	-
(キ) 役員・職員	役員12名

イ 選定の理由（令和5年飯田市教育委員会告示第17号）

<p>指定管理者の候補となる団体は令和3年度から当該施設の管理運営を行っており、グラウンド整備や施設周辺の環境整備など適切な管理運営を行ってきた実績がある。また、施設の設置目的である市民の体力向上やスポーツ振興の意図を十分理解し、合宿誘致やスポーツ推進による健康増進への取組に当該施設を有効に活用する提案がされている。周辺施設の有する機能を活かした交流の拡大と地域の活性化に意欲が見受けられ、当該施設の利用者増加とスポーツを通じた地域コミュニティの醸成への相乗的な効果が期待できる。</p>

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	7.5	管理運営の実績があり、施設の設置目的を理解し、施設の管理運営に関する基本方針・事業計画が提案された。

イ 施設の有効活用	20	16.67	合宿誘致やスポーツ推進による健康増進への取り組みとして当該施設の有効活用の提案がされた。
ウ 利用者対応(改善姿勢)	20	15	利用者のニーズの把握や自己の管理運営状況を確認し、利用者サービスの取り組みが提案された。
エ 事業収支(収支の妥当性)	10	8.33	事業計画に基づく適切な収支予算の見積りが提案された((4)に掲載のとおり)。
オ 職員配置等の管理体制	10	7.50	業務に従事する人員について、適切な人的配置が提案された。
カ 危機管理の対応等	10	6.67	事故防止の安全対策や、事故発生時の対応が十分に検討されている。
キ 地域連携・地域貢献	20	18.33	周辺施設の有する機能を活かし、スポーツを通じた交流の拡大や地域の活性化に意欲が見受けられ、施設利用率の増加と地域づくりの取り組みに相乗的な効果が期待できる。
合計	100	80.00	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和6年度の事業収支(収支予算の見積り)

項目		金額 (円)
収入 (A)		273,000
指定管理業務に係る収入	市支出の指定管理料	0
	施設利用料等収入	5,000
	その他の収入(まちづくり委員会)	268,000
支出 (B)		273,000
人件費		
委託料		
光熱水費		80,000
消耗品費		10,000
修繕費		100,000
保険料		73,000
手数料		10,000
収支 (A - B)		0